

「能美市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

1、市行動計画の作成・改定 p6

平成26年9月に「能美市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。

今般、新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、国の政府行動計画が令和6年7月に、県の行動計画が令和7年3月に改定されたことを受け、次なる感染症危機に備え、迅速・的確に対応できるよう、本市における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行うこととした

2、概要

位置づけ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に関する市の行動計画 p6

見直し時期 県行動計画の改定に併せて必要時見直しを実施 p27

目的 (1)感染拡大の抑制、市民の生命及び健康を保護 p7
(2)市民生活および市民経済に及ぼす影響の最小化

記載内容 ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 p7～
・各対策項目における発生段階ごとの対策の内容 p29～

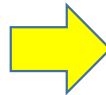
3、改定のポイント ※下線:変更点

(1)行動計画の対象となる感染症:新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性 p3～4 を踏まえ、幅広い感染症に対応

	旧計画	改定版
対象疾患	・新型インフルエンザ等感染症 ・新感染症	・新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、 <u>新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症</u>) ・ <u>指定感染症(症状の程度が重篤で、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの)</u> ・新感染症

(2)発生段階を対策段階に変更:特定の感染症や過去の事例に偏重して準備を行うことは大きなリスクを背負う可能性がある。中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と発生後の対応のための部分「初動期」及び「対応期」にわけた構成 p11～

旧計画：発生段階		改定版：対策段階			
未発生期		準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで 平時からの準備の記載の充実		
海外発生期		初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知以降～政府対策本部・県対策本部の設置まで ウイルスの特徴や事態の推移に応じた迅速かつ柔軟な対応		
国内発生早期 [全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態]		対応期	国内発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする	
国内感染期 [患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態]			病原体の性状等に応じて対応する時期		
			ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期		
小康期			特措法によらな 基本的な感染症対策に移行する時期		



(3)対策項目の拡充 p21～ 5項目→7項目に拡充 旧計画は発生段階別に対策項目を記述されていたが、改定後は対策項目ごとに3区分(準備期・初動期・対応期)に設定 これら7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現のため、一連の対策として実施される必要がある。

	旧計画	改定版	内容
対策項目	①実施体制	①実施体制	発生段階ごとの実施体制、人材の確保・育成や実践的な訓練等の実施
	②情報提供・共有	②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	科学的・医学的根拠に基づいた正確な情報の提供、市民等との双方向のコミュニケーションに基づく適切な判断・行動の促進
	③予防・まん延防止	③まん延防止	市が国、県等と連携して実施するまん延防止措置
	④予防接種	④ <u>ワクチン</u>	ワクチン接種の実施の方法(接種体制・医療従事者の確保等)
		⑤ <u>保健</u>	県が実施する感染症対応業務(健康観察、生活支援等)に協力
	⑤市民生活・経済	⑥ <u>物資</u>	物資及び資材の備蓄、定期的な備蓄・配置状況の確認
		⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	事業者や市民に必要な準備を行うことの勧奨、市民生活および地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援の実施